（新）

別記

様式第１号（第２条関係）

（表）

証　　票

第　　号

年　　月　　日　交付

所　　属

氏　　名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第１１条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

佐倉市長　　㊞

（裏）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（通報等を受けた場合の措置）

第９条　市町村は、第７条第１項若しくは第２項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第１６条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第７条第１項若しくは第２項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第２０条の３に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第１０条の４第１項若しくは第１１条第１項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第３２条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第１１条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第２項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本産業規格Ａ列７番）

（旧）

別記様式（第２条関係）

（表）

証　　票

第　　号

年　　月　　日　交付

所　　属
氏　　名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第１１条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

佐倉市長　　印

（裏）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に
関する法律（抜粋）

（通報等を受けた場合の措置）

第９条　市町村は、第７条第１項若しくは第２項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第１６条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第７条第１項若しくは第２項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第２０条の３に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第１０条の４第１項若しくは第１１条第１項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第３２条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第１１条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第２項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本産業規格Ａ列７番）

（新）

様式第２号（第３条関係）

面 会 制 限 通 知 書

年　　月　　日

様

佐倉市長　　印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第１３条の規定に基づき、次のとおり面会を制限するので通知します。

１　対象高齢者氏名：
　　生年月日：　　年　　月　　日

２　対象養護者氏名：
　　生年月日：　　年　　月　　日
　　住所又は居所：

３　面会制限開始日：　　年　　月　　日

４　面会制限の理由：

以上

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求ができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（旧）

（新）

様式第３号（第３条関係）

面 会 制 限 解 除 通 知 書

年　　月　　日

様

佐倉市長　　印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第１３条の規定に基づき、　　年　　月　　日付け　　第　　号で通知した面会の制限について、次のとおり解除するので通知します。

１　対象高齢者氏名：
　　生年月日：　　年　　月　　日

２　対象養護者氏名：
　　生年月日：　　年　　月　　日
　　住所又は居所：

３　制限解除日：　　年　　月　　日

以上

（旧）